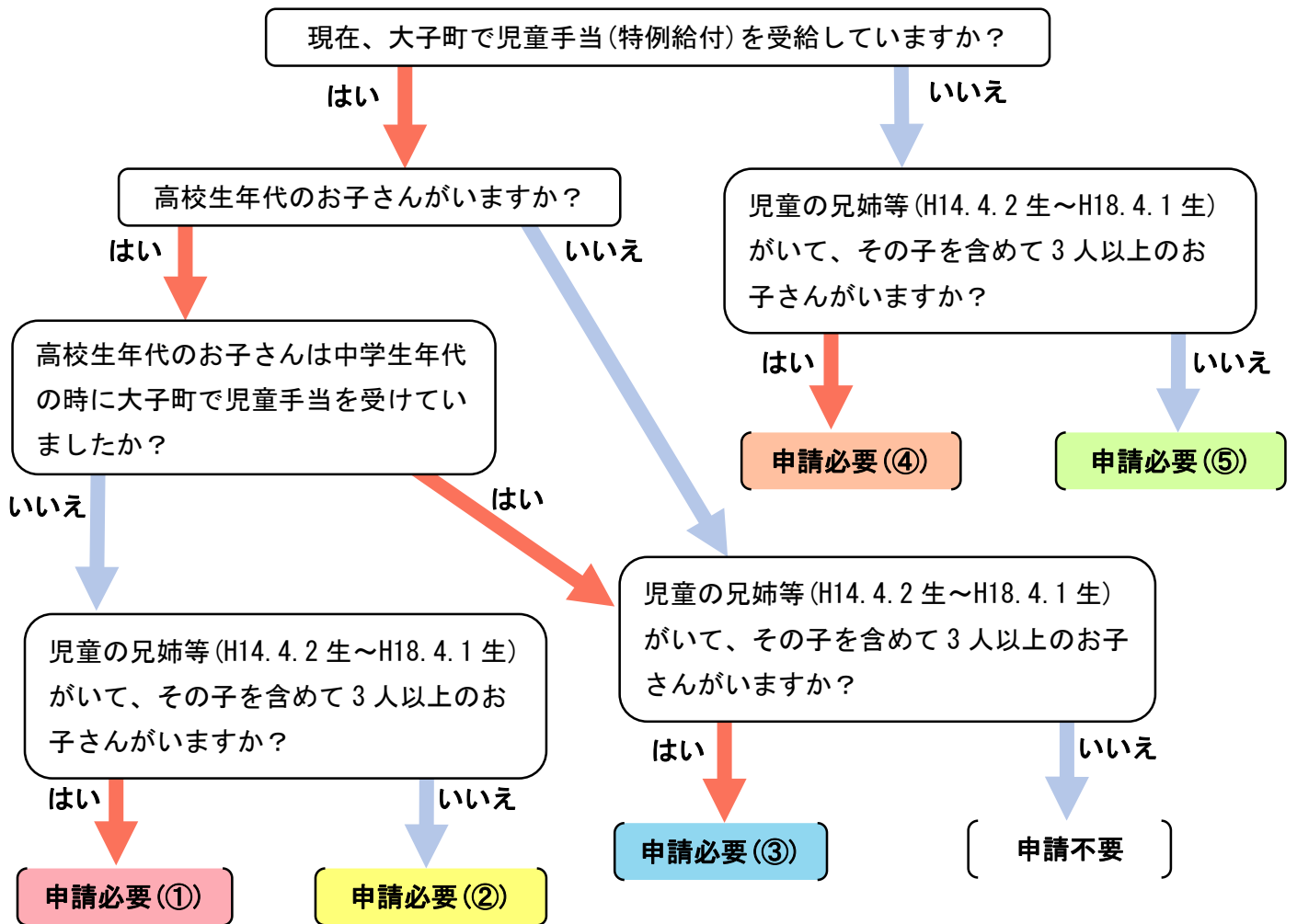


高校生年代(18歳に達した年度末)までの国内に住所を有する児童がいる方

<児童手当 制度改正 手続要否確認フロー>



◆◆申請に必要な書類◆◆

児童手当は所得が高い方が請求者(受給者)となります。

①の場合

- ・額改定請求書
- ・監護相当・生活費の負担についての確認書

②の場合

- ・額改定請求書

③の場合

- ・監護相当・生活費の負担についての確認書

公務員の方は職場での申請となりますので、勤務先にお問い合わせください。

④の場合

- ・認定請求書
- ・監護相当・生活費の負担についての確認書

⑤の場合

- ・認定請求書

【問合せ先】

大子町役場 福祉課

児童手当担当

☎0295-72-1117